

現場代理人の常駐規定緩和に関する取扱について

これまで現場代理人については、八潮市建設工事請負契約約款第10条第2項において「工事現場に常駐」と規定し、原則として他の工事現場との兼務を認めていませんでしたが、10条第3項に「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合」は、現場代理人の常駐を緩和する旨の規定を設けました。

つきましては、下記「1. 兼務を認める条件」のすべてを満たす場合に限り、他の工事現場との2箇所の兼務を認めます。（工事の性質等により、兼務を認めない場合を除きます。）

記

1. 兼務を認める条件

- ①現在、既に現場代理人を兼務している工事が無いこと。
- ②いずれの工事も八潮市発注工事であり、重複する期間があること。
- ③当初の請負金額（税込み）が3,500万円未満の工事であること。ただし、増額変更契約により、いずれかの工事の請負金額（税込み）が3,500万円以上になった場合は、兼務を認めない。
- ④いずれの工事も仕様書等に兼務を認めない旨を定めていないこと。

2. 兼務の手続き

- ①現場代理人の兼務を希望する受注者は、「現場代理人の常駐規定緩和に関する照会兼回答書（以下「照会兼回答書」という。）」に必要事項を記入して、工事発注課に提出してください。
- ②工事発注課から、「照会兼回答書」の回答書欄に記入して受注者に回答します。

3. 適用日

平成23年4月1日以降に締結する当初請負契約から適用します。
（平成28年6月1日より、1. ③の基準額を変更しました。）

4. 兼務にあたっての注意事項

- ①現場代理人や工事現場と常時連絡がとれる体制を確保するようにしてください。
- ②兼務が認められた場合でも、現場代理人が工事現場を離れているときに受注者が負うべき義務を免除するものではありません。
- ③現場の体制に不備が生じた場合や「照会兼回答書」の記載内容に虚偽があった場合は、兼務の取り消しをする場合があります。

【問い合わせ】

八潮市 企画財政部 財政課 契約係

TEL. 048-996-2111（内線445・496）